

逢初川源頭部の不安定土砂の安全対策について

静岡県
熱海市

静岡県は、逢初川源頭部の不安定土砂に関し、逢初川の河川管理者、砂防堰堤の管理者として安全対策を検討してきた。その結果がまとまったので、熱海市に伝達の上、熱海市と協力し、関係者と協議の上、安全対策を実施する。

その内容は以下のとおり。

1 安全対策の実施箇所

4 領域（図1に示す）

- A：源頭部右岸私道下部 推定盛土量：9,400 m³
- B：源頭部右岸私道上部 推定盛土量：10,600 m³
- C：源頭部中央私道付近 推定盛土量：500 m³
- D：源頭部左岸市道下部 推定盛土量：500 m³

（D領域については、盛土層が薄いため、量と範囲には誤差がある可能性はある）

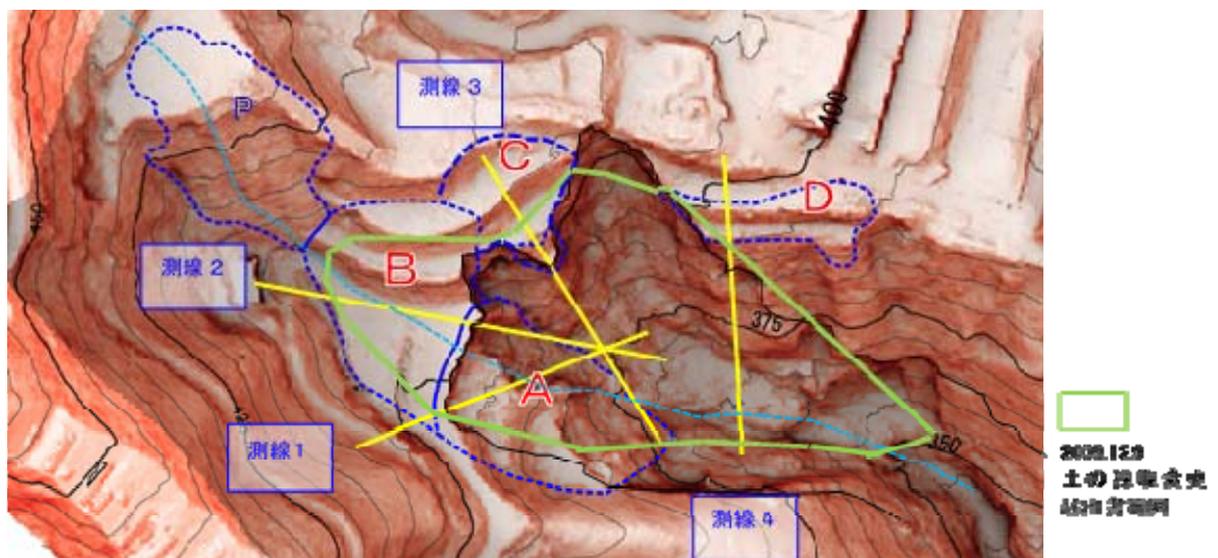


図1 測線位置図

2 4 領域別の安全対策

A：源頭部右岸私道下部

原則、土を全量撤去する。

B：源頭部右岸私道上部

上部（私道より上部）については排水工法により、盛り土内の水の飽和線※を下げ、安定性を確保する。

下部（私道付近及びその下）については土を必要な範囲で撤去する。 ※水の飽和線とは、土の中の空隙が全て水で満たされている状態の高さを示す線

C：源頭部中央私道付近

土砂を全量撤去する。

D：源頭部左岸市道下部

市道の排水対策（側溝の構造の変更等）等、逢初川への雨水の流入防止対策を行う。

現場の詳細調査を実施し、その結果を踏まえ、一部または全量、土を撤去する。

3 工程

① 撤去方法等についての設計を直ちに開始する。

② 梅雨、台風期（6～9月）に土の撤去作業を行った場合には、降雨条件によっては土の落下のおそれがある。このため、この時期は土の撤去を行わず、その代替として排水対策の強化と監視を行う。

（注）下部砂防堰堤の上流部の堆積土の撤去により、砂防堰堤の土砂捕捉量（約 4,000 m³）が確保できている。このため、記録的豪雨でない限り、仮に一部土砂が落下したとしても、下流域の市街地における災害防止は可能であると考えている。

③ 10月以降、土の撤去工事を行う。

4 工事の実施者

- ・ 静岡県土採取等規制条例の届出が出され、完了届が出されていない領域については、届出者に対し、土の撤去を含む工事の実施について行政手続きを行う。
- ・ 届出者による工事が行われない場合は、県及び市が協議し、協力して工事を実施する。
- ・ 他の領域については、県、市が協議の上、工事を実施する。

5 土地所有者の同意

上述の対策を行うためには、土地所有者の同意が必要である。

問い合わせ先

静岡県交通基盤部河川砂防局砂防課	杉本、西川	054-221-3382
熱海市役所観光建設部都市整備課	窪田	0557-86-6400